

議案第10号

白岡市印鑑条例の一部を改正する条例

白岡市印鑑条例（平成2年白岡町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「交付」の次に「申請及び交付」を加え、同条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第7項の規定により同条第1項に規定する署名用電子証明書が記載されているものに限る。以下同じ。）を用いて、電子情報処理組織（白岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年白岡町条例第32号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、印鑑登録証の添付を要しない。

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、印鑑登録証及び印鑑登録証明書交付申請書を印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請に係る者に印鑑登録証明書を交付し、かつ、印鑑登録証を返付し、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る電子情報処理組織への入力事項を印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認の上、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送等によって印鑑登録証明書を交付するものとする。

第16条の見出しを「（手数料及び郵便料）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第13条第3項の規定による交付に要する郵送料は、白岡市手数料条例の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の白岡市印鑑条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

令和4年2月17日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

印鑑登録証明書の交付申請において、オンライン上で手続を完結できるシステムを導入することに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。